

平成23年4月28日号 17

東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて

平成23年4月27日、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、「東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行されました。

(国税庁のHPより)

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm#a01>

(1) 東日本大震災により被災された方に適用される各種の税制上の措置一覧

個人の方を対象とした取扱い

【被害を受けた方(所得税関係)】

この度の震災により被害を受けた個人の方を対象として、申告・納付等の期限延長、雑損控除又は災害減免法による所得税の軽減又は免除、源泉所得税の徴収猶予・還付、住宅借入金等特別控除の特例、財産形成住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税などの税制上の措置があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shotoku_01.pdf

【事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方】

この度の震災により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方を対象として、被災事業用資産の損失に係る取扱い、純損失の繰越控除、被災代替資産等の特別償却などの税制上の措置があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shotoku_02.pdf

【住宅や家財などに被害を受けた方(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)】

この度の震災によりご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方が、雑損控除を適用する場合において、被害を受けた住宅や家財、車両の損失額を計算することが困難なときの計算方法(損失額の合理的な計算方法)を説明したものです。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shotoku_03.pdf

【住宅や家財などに被害を受けた方(所得税の還付対象となるかどうかの判定表)】

この度の震災によりご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方が、災害減免法又は雑損控除の適用により、平成22年分の源泉徴収された所得税や納付した所得税の還付の対象となるかどうかの判定表です。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shotoku_04.pdf

【被害を受けた個人事業者に対する消費税法の特例】

この度の震災により被害を受けた個人事業者の方を対象として、消費税課税事業者選択届出書の提出時期などについて、税制上の特例措置があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shohi_01.pdf

【自動車に被害を受けた方】

この度の震災により被害を受けた自動車を所有する方又は使用する方は、自動車重量税について、

税制上の特例措置が講じられ、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税を受けられる場合があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/jidosha_01.pdf

【被害を受けた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置】

この度の震災により被害を受けた方は、印紙税について、税制上の特例措置が講じられ、「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）、「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税が非課税とされる場合があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/inshi_01.pdf

【被害を受けた方(相続税・贈与税関係)】

この度の震災により被害を受けた方は、相続税や贈与税について、申告・納付等の期限延長、課税価格の計算の特例、納税の猶予などの税制上の措置があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/sozou_01.pdf

【家屋や自動車などに被害を受けた方の相続税又は贈与税の災害減免措置】

この度の震災により相続若しくは遺贈又は贈与により取得した家屋や自動車などに被害を受けた方は、災害減免法により相続税又は贈与税が減免される場合があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/sozou_02.pdf

【被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例】

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税の免除を受けられる場合があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/toroku_01.pdf

【災害を受けた場合の納税の緩和制度】

この度の震災により財産に相当の損失を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合は、納税の猶予等の納税の緩和制度を受けることができます。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/nozei_01.pdf

法人の方を対象とした取扱い

【被害を受けた法人に対する国税関係の特例措置等】

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、法人税法、消費税法などの各税法について、税制上の措置があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/hojin_01.pdf

【震災特例法(法人税等関係)の概要】

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、法人税について、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、仮決算の中間申告による所得税額の還付、被災代替資産等の特別償却、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例などの税制上の措置があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/hojin_02.pdf

【被害を受けた法人に対する消費税法の特例】

この度の震災により被害を受けた法人を対象として、消費税課税事業者選択届出書の提出時期などについて、税制上の特例措置があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shohi_02.pdf

【自動車に被害を受けた方】

この度の震災により被害を受けた自動車を所有する方又は使用する方は、自動車重量税について、税制上の特例措置が講じられ、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税を受けられる場合があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/jidosha_01.pdf

【被害を受けた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置】

この度の震災により被害を受けた方は、印紙税について、税制上の特例措置が講じられ、「消費貸借に関する契約書」(金銭借用証書など)、「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税が非課税とされる場合があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/inshi_01.pdf

【被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例】

この度の震災により被害を受けた建物・船舶・航空機を再取得した方は、震災特例法により登録免許税の免除を受けられる場合があります。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/toroku_01.pdf

【災害を受けた場合の納税の緩和制度】

この度の震災により財産に相当の損失を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合は、納税の猶予等の納税の緩和制度を受けることができます。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/nozei_01.pdf

(2) 東日本大震災特例法まとめ

今回施行された震災特例法のうち、当事務所号外でこれまでお伝えできなかった内容や、特に重要だと思われる内容を中心にして、抜粋掲載いたします。

個人の方を対象とした取扱い

・被害を受けた方(所得税関係)対象

【源泉所得税の徴収猶予・還付】

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり、平成23年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。

ただし、大震災による損害につき、平成22年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は平成22年分の災害減税法による所得税の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税の徴収猶予や還付は受けられません

【住宅借入金等特別控除の特例】

大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合について、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方は、引き続き、年末調整で控除を受けることができます。

【納税の猶予】

大震災により財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

損失を受けた日に納期限が到来していない国税 猶予の対象となる国税 猶予期間 損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税 納期限から1年以内

1. 災害がやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。
2. この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、下記の猶予を受けることができます。

(注)「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

既に納期限の到来している国税 猶予の対象となる国税 猶予期間 一時に納付することが困難と認められる国税 原則として1年以内

上記猶予期間中にやむを得ない理由によって納付することが困難な場合は、さらに1年間、猶予期間の延長を受けることができます

・事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方対象

【被災事業用資産の損失に係る取扱い】

平成 23 年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について東日本大震災により生じた損失（以下「事業用資産の震災損失」といいます。）については、その損失額を平成 22 年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、平成 21 年分から青色申告をしている方は、平成 22 年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災損失も含めて、平成 21 年分の所得に繰り戻して所得税の還付請求をすることができます。

【純損失の繰越控除】

事業用資産の震災損失を有する方の平成 23 年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5 年間繰り越すことができます。

保有する事業用資産等に占める事業用資産の震災損失額の割合が 10 分の 1 以上である方

イ 青色申告の場合

平成 23 年分の純損失の金額

ロ 白色申告の場合

平成 23 年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額

上記 以外の方

事業用資産の震災損失による純損失の金額

【被災代替資産等の特別償却】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、

東日本大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合

建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

（注）被災区域とは、東日本大震災により滅失した建物等の敷地等の区域をいいます。

【特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に被災区域内の土地等、建物、構築物（平成 23 年 3 月 11 日前に取得されたものに限り、）を譲渡し、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合や、前記と同じ期間内に被災区域外の土地等、建物、構築物を譲渡し、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合には、一定の要件の下で、課税を繰り延べる買換えの特例を受けることができます。

【相続税・贈与税関係】

相続税

平成 22 年 5 月 11 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に相続等により取得した特定土地等又は特定株式等（平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものに限り、）の価額は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます。

贈与税

平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与により取得した特定土地等又は特定株式等（平成 23 年 3 月 11 日において所有していたものに限り、）の価額は、その取得の時の時価によらず、震災後を基準とした価額によることができます

法人の方を対象とした取扱い

【震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例】

法人の平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前 2 年以内に開始する事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付請求をすることができます。

還付請求をする場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に必要事項を記載の上、震災欠損事業年度の確定申告書と併せて税務署に提出する必要があります。

【仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例】

法人の平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間において、棚卸資産等について生じた震災による損失額で一定のものがある場合には、仮決算の中間申告をすることにより、その中間期間に課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額（その損失の額を限度）の還付を受けることができます。

この制度の適用を受ける場合には、仮決算の中間申告書を税務署に提出し、その申告書に還付を受ける所得税額を記載する必要があります

【被災代替資産等の特別償却の特例】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、

イ 被災した資産に代替する資産として、建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具の取得等をして事業の用に供した場合

ロ 被災区域等で、建物、構築物、機械装置の取得等をして事業の用に供した場合

には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の 15%～30%（中小企業者は 18%～36%）の特別償却ができます。

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に「被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を添付する必要があります。

【特定の資産の買換えの場合の課税の特例】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡した資産に係る譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入することができます。

イ 被災区域内の土地等、建物、構築物（平成 23 年 3 月 11 日前に取得されたものに限ります。）の譲渡をし、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合

ロ 被災区域外の土地等、建物、構築物の譲渡をし、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書に「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書を添付する必要があります。

【申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例】

申告期限の延長に伴い、法人税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

税制上の措置の概要・詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/index.htm>

税理士 檜山直樹事務所ホームページ

<http://www.narayama.com/>